

尾張・三河地区における運賃改定実施による労働条件改善状況

尾張・三河地区においては、令和5年3月22日からタクシー運賃の改定を実施（増収率11.91%）いたしました。この改定による令和5年7月1日から6ヵ月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、お知らせします。

1. 運賃を改定した事業者数

54社

2. 調査対象

役員のみで経営している6社及び令和4年度の稼働実績がない1社を除く47社

3. 全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

109.32%

(算式)

$$\frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後6ヵ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る運賃改定実施後6ヵ月間の総乗務時間}} \div \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る前年同期の総乗務時間数}} \times 100$$

<全運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の分布>

110%以上	105%以上 110%未満	100%以上 105%未満	95%以上 100%未満	95%未満	計
22社	12社	7社	4社	2社	47社

4. その他

(1) 労働者負担の軽減

労働者負担制度については運賃改定前から導入していない。(47社)

(2) 手当類の創設・拡充

・迎車手当の拡充	1社	・皆勤手当の拡充	1社
・家族手当の拡充	1社	・優良手当制度の拡充	1社
・無事故手当の拡充	1社	・乗務手当の拡充	1社

(3) その他

・労働時間の短縮	7社	・給与歩合率のアップ	1社
・退職金制度の創設	1社	・賞与奨励給の増額	1社
・基本給の増額	2社		